

社会福祉法人が行う事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則（案）
社会福祉法人が行う事業の補助に関する条例施行規則（昭和三十七年三月青森県規則第
十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号ロの(9)中「第二条第一項」を「第九条第一項」に改め、同号中リを又とし、
チをリとし、トをチとし、への次に次のように加える。

- ト 自立支援対応資金（低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯で、セーフティ
ネット支援対策等事業実施要綱（平成十七年三月三十一日付け社援発第〇三三
一〇二二号厚生労働省社会・援護局長通知）3の(3)のオに規定する自立生活サ
ポート事業において自立支援プランによる支援が必要な者の属するものに対し、
当該自立支援プランの実施に係る必要な経費として貸し付ける資金）

第二号様式その一中

災害援護資金					
--------	--	--	--	--	--

を

災害援護資金					
自立支援資金					

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新条文	旧条文
<p>第一条 略</p> <p>(補助事業)</p> <p>第二条 条例第二条の社会福祉事業は、社会福祉法人が行つ次に掲げる事業とする。</p> <p>一 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。）第二条第二項第七号に規定する生計困難者に対して無利子又は低利で次に掲げる資金を融通する貸付事業</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 福祉資金（低所得世帯、障害者世帯又は日常生活上療養若しくは介護を要する六十五歳以上の高齢者（以下「高齢者」という。）の属する世帯）以下「高齢者世帯」という。）に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金）</p> <p>(1) (8) 略</p> <p>(9) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）第九条第一項の規定に基づき同項に規定する国民年金の旧保険料免除期間又は新保険料免除期間とみなされた期間を有する者が当該期間について保険料の追納を行うのに必</p>	<p>第一条 略</p> <p>(補助事業)</p> <p>第二条 条例第二条の社会福祉事業は、社会福祉法人が行つ次に掲げる事業とする。</p> <p>一 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。）第二条第二項第七号に規定する生計困難者に対して無利子又は低利で次に掲げる資金を融通する貸付事業</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 福祉資金（低所得世帯、障害者世帯又は日常生活上療養若しくは介護を要する六十五歳以上の高齢者（以下「高齢者」という。）の属する世帯）以下「高齢者世帯」という。）に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金）</p> <p>(1) (8) 略</p> <p>(9) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）第二条第一項の規定に基づき同項に規定する国民年金の旧保険料免除期間又は新保険料免除期間とみなされた期間を有する者が当該期間について保険料の追納を行うのに必</p>

新条文	旧条文
<p>要な経費</p> <p>八〇へ略</p> <p>ト 自立支援対応資金（低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯で、セーフティネット支援対策等事業実施要綱）平成十七年三月三十一日付け社援発第〇三三二〇二二号厚生労働省社会・援護局長通知（三）のオに規定する自立生活サポート事業において自立支援プランによる支援が必要な者の属するものに対し、当該自立支援プランの実施に係る必要な経費として貸し付ける資金）</p> <p>チ〇又略</p> <p>一一・三略</p> <p>第二号様式については、別紙のとおり</p>	<p>要な経費</p> <p>八〇へ略</p> <p>チ〇リ略</p> <p>一一・三略</p> <p>第二号様式については、別紙のとおり</p>

第2号様式(第3条、第17条関係)

(平2規則51・全改、平6規則54・一部改正、平13規則53・旧第2号様式の1・平16規則45・平16規則55・平18規則76・平19規則76・一部改正)

その1(第2条第1号に規定する貸付事業の場合)

生活福祉資金貸付事業計画(実績)書

年 月 日現在

1 社会福祉協議会の名称、所在地及び代表者氏名

2 社会福祉協議会事業計画(実績)

(1) 職員配置

区分	職員	専任、兼任の内訳		備考
		専任	兼任	
社会福祉協議会職員 うち貸付事務職員	人	人	人	

注 兼任の場合は、備考欄にその本務を記入すること。

(2) 生活福祉資金運営委員会

ア 委員の定数 名

イ 委員会開催計画(実績) 年間 回(月 回)

(3) 貸付業務委託市町村社会福祉協議会数 箇所

(県内市町村社会福祉協議会数 箇所)

(4) 指導監査実施計画(実績)

実施回数 回

3 生活福祉資金貸付事業計画(実績)

資金の種類	貸付対象総世帯数	既貸付世帯数	年度要貸付世帯数	1件当たり平均貸付額	年度貸付計画額(貸付金額)
更生資金					
福祉資金					
修学資金					
療養・介護等資金					
緊急小口資金					
災害援護資金					
自立支援対応資金					

離職者支援資金					
長期生活支援資金					
要保護世帯向け長期生活支援資金					
計					

注 1 「貸付対象総世帯数」の欄には、県における生活福祉資金の貸付対象として選定されている総世帯数を記入すること。

2 「既貸付世帯数」の欄には、昭和 30 年度から前年度末までに貸付を行った世帯数を記入すること。

4 生活福祉資金貸付事業運用計画（実績）

（単位 円）

年度貸付資金所要額			貸付資金所要額に対する財源内訳						
年度中貸付計画額(貸付金額)	翌年度当初貸付計画額(貸付金額)	合計	県補助金	償還金			前年度からの繰越金	繰入金	合計
				年度中貸付計画額(貸付金額)の充当額	次年度へ繰越財源充当額	小計			
A	B	A+B=C	D	E	F	E+F=G	H	I	J

注 1 A 欄の金額は、生活福祉資金貸付事業計画（実績）の「年度貸付計画額（貸付金額）」の欄の合計額と一致するものであること。

2 B 欄には、当該年度末においてよく年度当初の貸付に必要な保育計画（実績）額を記入すること。また、B 欄の金額は、F 欄の金額と一致するものであること。

3 G 欄には、当該年度中の県社会福祉協議会の生活福祉資金貸付金に係る償還元金の計画（実績）額を記入すること。

4 H 欄には、県社会福祉協議会が前年度末現在において保有する生活福祉資金の貸付財源を記入すること。

5 I 欄には、当該年度中の県社会福祉協議会の生活福祉資金貸付金への繰入金の計画（実績）額を記入すること。

6 J欄の金額は、C欄の金額と一致するものであること。

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 縦長とする。

第2号様式(第3条、第17条関係)

(平2規則51・全改、平6規則54・一部改正、平13規則53・旧第2号様式の1・平16規則45・平16規則55・平18規則76・一部改正)

その1(第2条第1号に規定する貸付事業の場合)

生活福祉資金貸付事業計画(実績)書

年 月 日現在

1 社会福祉協議会の名称、所在地及び代表者氏名

2 社会福祉協議会事業計画(実績)

(1) 職員配置

区分	職員	専任、兼任の内訳		備考
		専任	兼任	
社会福祉協議会職員 うち貸付事務職員	人	人	人	

注 兼任の場合は、備考欄にその本務を記入すること。

(2) 生活福祉資金運営委員会

ア 委員の定数 名

イ 委員会開催計画(実績) 年間 回(月 回)

(3) 貸付業務委託市町村社会福祉協議会数 箇所

(県内市町村社会福祉協議会数 箇所)

(4) 指導監査実施計画(実績)

実施回数 回

3 生活福祉資金貸付事業計画(実績)

資金の種類	貸付対象総世帯数	既貸付世帯数	年度要貸付世帯数	1件当たり平均貸付額	年度貸付計画額(貸付金額)
更生資金					
福祉資金					
修学資金					
療養・介護等資金					
緊急小口資金					
災害援護資金					
離職者支援資金					

長期生活支援資金					
要保護世帯向け長期生活支援資金					
計					

注 1 「貸付対象総世帯数」の欄には、県における生活福祉資金の貸付対象として選定されている総世帯数を記入すること。

2 「既貸付世帯数」の欄には、昭和 30 年度から前年度末までに貸付を行った世帯数を記入すること。

4 生活福祉資金貸付事業運用計画（実績）

（単位 円）

年度貸付資金所要額			貸付資金所要額に対する財源内訳						
年度中貸付計画額(貸付金額)	翌年度当初貸付計画額(貸付金額)	合計	県補助金	償還金			前年度からの繰越金	繰入金	合計
				年度中貸付計画額(貸付金額)の充当額	次年度へ繰越財源充当額	小計			
A	B	A+B=C	D	E	F	E+F=G	H	I	J

注 1 A 欄の金額は、生活福祉資金貸付事業計画（実績）の「年度貸付計画額（貸付金額）」の欄の合計額と一致するものであること。

2 B 欄には、当該年度末においてよく年度当初の貸付に必要な保育計画（実績）額を記入すること。また、B 欄の金額は、F 欄の金額と一致するものであること。

3 G 欄には、当該年度中の県社会福祉協議会の生活福祉資金貸付金に係る償還元金の計画（実績）額を記入すること。

4 H 欄には、県社会福祉協議会が前年度末現在において保有する生活福祉資金の貸付財源を記入すること。

5 I 欄には、当該年度中の県社会福祉協議会の生活福祉資金貸付金への繰入金の計画（実績）額を記入すること。

6 J 欄の金額は、C 欄の金額と一致するものであること。

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 縦長とする。